

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 本庄停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先から 同市銀座二丁目四〇六五番三 地先まで</p>		区 間
<p>一九・六七 ） 一二・五二</p>	<p>一〇・七九 ） 一〇・八五</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四八・七八</p>		延長 (メートル)
		備 考